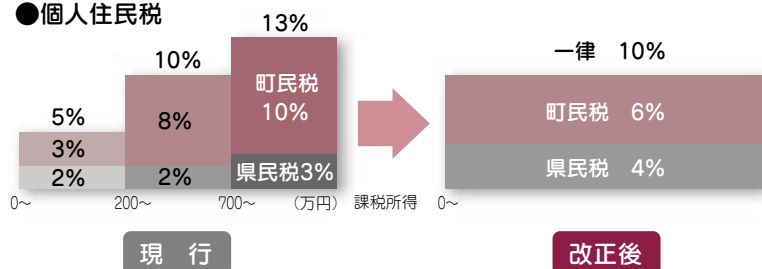


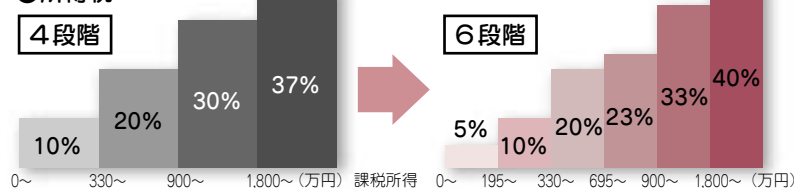
税制改正

◆改正の主な内容

●個人住民税



●所得税



◆**問い合わせ** 役場税務会計課 町民税担当 (☎82-3111 内線111) へどうぞ。

所得税は平成十九年一月分から、個人住民税が同年六月分から適用されます。

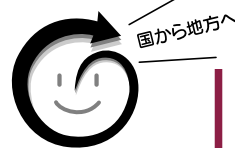
税制改正により、平成十九年度から町民の皆さんが納めている個人住民税などの税率が大きく変わります。

これは、三位一体改革の一環として地方自治体(県や市町村)の自主財源をより多く確保するため、国税の所得税から地方税の個人住民税へ三兆円規模の税源移譲が行われることによるものです。

これまで個人住民税の所得割は、課税所得に応じた三段階(五%、一〇%、一三%)の累進税率によって決められていましたが、今回の改正で一律一〇%(町民税六%、県民税四%)の比例税率に変わります。

これに伴い、所得税が現行の四段階から六段階となりますが、個人住民税と所得税を合わせた税負担は基本的に変わりません。また、基礎控除や扶養控除などで個人住民税と所得税での控除額に差が出る場合には、この差額を調整控除として個人住民税所得割額から減額し、両税を合わせた税負担が変わらないように調整されます。

国から地方へ税源移譲



10月に県地方税特別滞納整理機構を設立

県では「岩手県地方税特別滞納整理機構」を10月1日に設置し、悪質な滞納に対して差し押さえや公売などを行うこととしました。同機構には県内23市町村が参加し、本町も加入しています。

平成十九年度には岩手県全体で263億円が税源移譲されるといわれていますが、税源が増えても納税の滞納が増えては、行財政の運営に大きな影響が生じてしまいます。

今後は本町における滞納事案の一部を同機構に移管するなど、税收確保対策を進めていきます。

◆**問い合わせ** 役場税務会計課 納担当 (☎82-3111 内線140) へ。

悪質な滞納者へ対策を強化

農業所得簡易計算が廃止に

再来年の申告に向け準備を

平成十九年分の所得税確定申告並びに平成二十年度の町県民税申告から農業所得簡易計算が廃止されます。これまで比較的小規模な農家のうち、収支計算が困難な方については申告の目安として農業所得簡易計算を適用して申告を行っていました。

平成十九年の確定申告からは、ほかの事業所得と同様に実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する「収支計算」により、農業所得を計算しなければなりません。

また、今回の農業所得簡易計算の廃止に伴い、家事消費などの計算の目安としていた「保有米の六十キログラム当たりの単価」と「自家用畑の十坪当たりの収入金額」も廃止されます。

◆**問い合わせ** 宮古税務署 個人課税部門 (☎62-1923) または役場税務会計課 町民税担当 (☎82-3111 内線111) へどうぞ。

こまめに書類整理と記帳を

収支計算を行うためには、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引を帳簿に記録することが必要です。こまめに領収書などの書類整理と記帳を行い、再来年の所得税・住民税の申告からスムーズに収支計算ができるよう心掛けましょう。